

改正案	現行
第六十九条の二（略）	第六十九条の二 送達すべき書類は、この法律に規定するもののほか、公正取引委員会規則で定める。
第六十九条の三（略）	第六十九条の三 書類の送達については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十九条、第一百条、第一百三条、第一百五條、第一百六条、第一百八条及び第一百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは、「公正取引委員会の職員」と、同法第一百八条中「裁判長」とあり、及び同法第一百九条中「裁判所」とあるのは、「公正取引委員会」と読み替えるものとする。
第六十九条の四（略）	第六十九条の四 公正取引委員会は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。
一（略）	一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合
二（略）	二 外国においてすべき送達について、前条において準用する民事訴訟法第一百八条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合
三（略）	三 前条において準用する民事訴訟法第一百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合
（略）	公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を公正取引委員会の掲示場に掲示することにより行う。
（略）	公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

(略)

第六十九条の五 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律
(平成十四年法律第五十一号) 第二条第七号に規定する処分通知等であつて、この法律又は公正取引委員会規則の規定により書類の送達により行うこととしているものについては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第一項の規定にかかわらず、当該処分通知等の相手方が送達を受ける旨の公正取引委員会規則で定める方式による表示をしないときは、電子情報処理組織(同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用して行うことができない。

公正取引委員会の職員が前項に規定する処分通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行つたときは、第六十九条の三において準用する民事訴訟法第九十九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を電子情報処理組織を使用して公正取引委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録しなければならない。

外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の間は、六週間とする。

(新設)

改正案	現行
（契約の締結） 第二百三十四条（略） 2）4（略） 5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下本項において同じ。）を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。 6（略）	（契約の締結） 第二百三十四条（略） 2）4（略） 5 普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。 6（略）

別表第一 第一号法定受託事務（第二条第十項関係）

法 律	（略）	（略）	旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号） 第三条、第七条第一項から第三項まで、 第八条第一項及び第三項、第九条第一項 ただし書及び第四項、第十条第一項及び 第三項、第十二条第一項及び第三項、第 十七条並びに第十九条第五項及び第六項 の規定により都道府県が処理することと されている事務	（略）
--------	-----	-----	---	-----

別表第一 第一号法定受託事務（第二条第十項関係）

法 律	（略）	（略）	旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号） 第三条、第七条第一項及び第二項、第八 条第一項及び第三項、第九条第一項ただ し書及び第四項、第十条第一項及び第三 項、第十二条第一項及び第三項、第十七 条並びに第十九条第五項及び第六項の規 定により都道府県が処理することとされ ている事務	（略）
--------	-----	-----	---	-----

改正案	現行
（永久選挙人名簿） 第十九条（略） 2・3（略） 4 選挙を行う場合において必要があるときは、選挙人名簿の抄本（前項の規定により磁気ディスクをもつて選挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあつては、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類）を用いることができる。 5 選挙人名簿の調製については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条の規定は、適用しない。	（永久選挙人名簿） 第十九条 選挙人名簿は、永久に据え置くものとし、かつ、各選挙を通じて一の名簿とする。 2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年三月、六月、九月及び十二月（第二十二条第一項及び第二十三条第一項において「登録月」という。）並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。 3 選挙人名簿は、政令で定めるところにより、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。 4 選挙を行う場合において必要があるときは、選挙人名簿の抄本（前項の規定により磁気ディスクをもつて選挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあつては、当該選挙人名簿に記録されている事項の全部又は一部を記載した書類。第二十九条第二項において同じ。）を用いることができる。

(表示及び訂正等)

第二十七条(略)

2(略)

(通報及び閲覧等)

第二十九条(略)

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日後五日に当たる日までの間を除き、選挙人名簿の抄本(第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて選挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあつては、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類)を閲覧に供し、その他適当な便宜を供与しなければならない。

3(略)

(在外選挙人名簿)

第三十条の二(略)

2・3(略)

(表示及び訂正等)

第二十七条(略)

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者の記載内容(第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録内容)に変更があつたこと又は誤りがあることを知つた場合には、直ちにその記載(同項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録)の修正又は訂正をしなければならない。

(通報及び閲覧等)

第二十九条(略)

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日後五日に当たる日までの間を除き、選挙人名簿の抄本を閲覧に供し、その他適当な便宜を供与しなければならない。

3(略)

(在外選挙人名簿)

第三十条の二 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿のほか、在外選挙人名簿の調製及び保管を行う。

2 在外選挙人名簿は、永久に据え置くものとし、かつ、衆議院議員及び

4 在外選挙人名簿は、政令で定めるところにより、磁気ディスクをもつて調製することができる。

5 選挙を行う場合において必要があるときは、在外選挙人名簿の抄本（前項の規定により磁気ディスクをもつて在外選挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあつては、当該在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類）を用いることができる。

6 在外選挙人名簿の調製については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第六条の規定は、適用しない。

（在外選挙人名簿の記載事項等）

第三十条の三 在外選挙人名簿には、選挙人の氏名、最終住所（選挙人が国外へ住所を移す直前に住民票に記載されていた住所をいう。以下同じ。）又は申請の時（選挙人が第三十条の五第一項の規定による申請書を同条第二項に規定する領事官又は同項に規定する総務省令・外務省令で定める者に提出した時をいう。同条第一項及び第三項において同じ。）における本籍、性別及び生年月日等の記載（前条第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製する在外選挙人名簿にあつては、記録）をしななければならない。

2・3（略）

参議院議員の選挙を通じて一の名簿とする。

3 市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五第一項の規定による申請に基づき、在外選挙人名簿の登録を行うものとする。

4 選挙を行う場合において必要があるときは、在外選挙人名簿の抄本を用いることができる。

（在外選挙人名簿の記載事項等）

第三十条の三 在外選挙人名簿には、選挙人の氏名、最終住所（選挙人が国外へ住所を移す直前に住民票に記載されていた住所をいう。以下同じ。）又は申請の時（選挙人が第三十条の五第一項の規定による申請書を同条第二項に規定する領事官又は同項に規定する総務省令・外務省令で定める者に提出した時をいう。同条第一項及び第三項において同じ。）における本籍、性別及び生年月日等を記載しなければならない。

2・3（略）

(在外選挙人名簿の表示及び訂正等)

第三十条の十(略)

2 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者の記載内容(第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製する在外選挙人名簿にあつては、記録内容。第三十条の十三において同じ。)に変更があつたこと又は誤りがあることを知つた場合には、直ちにその記載(同項の規定により磁気ディスクをもつて調製する在外選挙人名簿にあつては、記録)の修正又は訂正をしなければならない。

(投票所における投票)

第四十四条 選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、選挙人名簿又はその抄本(当該選挙人名簿が第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に登録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。次項、第五十五条及び第五十六条において同じ。)の対照を経て、投票をしなければならない。

2(略)

(投票箱等の送致)

第五十五条 投票管理者が同時に当該選挙の開票管理者である場合を除くほか、投票管理者は、一人又は数人の投票立会人とともに、投票の当日、その投票箱、投票録、選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又

(在外選挙人名簿の表示及び訂正等)

第三十条の十(略)

2 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者の記載内容に変更があつたこと又は誤りがあることを知つた場合には、直ちにその記載の修正又は訂正をしなければならない。

(投票所における投票)

第四十四条 選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、選挙人名簿又はその抄本(当該選挙人名簿が第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に登録されている事項の全部又は一部を記載した書類。次項、第五十五条及び第五十六条において同じ。)の対照を経て、投票をしなければならない。

2(略)

(投票箱等の送致)

第五十五条 投票管理者が同時に当該選挙の開票管理者である場合を除くほか、投票管理者は、一人又は数人の投票立会人とともに、投票の当日、その投票箱、投票録、選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又

はその抄本（当該在外選挙人名簿が第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。次条において同じ。）を開票管理者に送致しなければならない。

（行政不服審査法の準用）

第二百十六条（略）

2 第二百二条第二項及び第二百六条第二項の審査の申立てについては、この章に規定するもののほか、行政不服審査法第九条第二項及び第三項、第十一条から第十三条まで、第十五条第一項第一号から第四号まで、第六号、第二項及び第四項、第二十一条から第二十六条まで、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条、第三十六条、第三十九条、第四十条第一項及び第二項、第四十三条第一項並びに第四十四条の規定を準用する。

3（略）

（選挙事務関係者、施設等に対する暴行罪、騒擾罪等）

第二百二十九条 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、立会人若しくは選挙監視者に暴行若しくは脅迫を加え、投票所、開票所、選挙会場若しくは選挙分会場を騒擾し又は投票、投票箱その他関係書類（関係の電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつ

はその抄本を開票管理者に送致しなければならない。

（行政不服審査法の準用）

第二百十六条（略）

2 第二百二条第二項及び第二百六条第二項の審査の申立てについては、この章に規定するもののほか、行政不服審査法第九条第二項、第十一条から第十三条まで、第十五条第一項第一号から第四号まで、第六号、第二項及び第四項、第二十一条から第二十六条まで、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条、第三十六条、第三十九条、第四十条第一項及び第二項、第四十三条第一項並びに第四十四条の規定を準用する。

3 第二項の場合において、第二項に規定する行政不服審査法の規定中「処分庁」とあるのは、「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

（選挙事務関係者、施設等に対する暴行罪、騒擾罪等）

第二百二十九条 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、立会人若しくは選挙監視者に暴行若しくは脅迫を加え、投票所、開票所、選挙会場若しくは選挙分会場を騒擾し又は投票、投票箱その他関係書類を抑留、毀壞若しくは奪取した者は、四年以下の懲役又は禁錮に処する。

ては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）を含む。）を拘留、毀壞若しくは奪取した者は、四年以下の懲役又は禁錮に処する。

改 正 案	現 行
（欠格事由） 第五条 （略） 2・3 （略） 4 公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信（以下「放送」という。）をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするもの、受信障害対策中継放送をするもの及び人工衛星の無線局（以下「人工衛星局」という。）であつて、他人の委託により、その放送番組をそのまま送信するものを除く。）については、第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。 一 三 （略） 5 （略） （異議申立ての方式） 第八十三条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定によ	（欠格事由） 第五条 （略） 2・3 （略） 4 公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信（以下「放送」という。）をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするもの、受信障害対策中継放送をするもの及び人工衛星の無線局（電気通信業務を行うことを目的とするもの、以下「人工衛星局」という。）であつて、他人の委託により、その放送番組をそのまま送信するものを除く。）については、第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。 一 三 （略） 5 （略） （異議申立ての方式） 第八十三条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による総務大臣の処分についての異議申立ては、異議申立書正副二通を提出してしなければならない。

り同項に規定する電子情報処理組織を使用して異議申立てがされた場合には、異議申立書正副二通が提出されたものとみなす。	
---	--

改 正 案	現 行
目次 第一章及び第二章 略 第三章 市町村の普通税 第一節 略 第二節 固定資産税 第一款 通則（第三百四十一条―第三百五十八条の二） 第二款 第七款 略 第三節 第六節 略 第三章の二 第五章 略 附則 （自動車税の徴収の方法） 第百五十一条 略 2及び3 略 4 道府県は、前項の規定によつて自動車税を証紙徴収の方法によつて徴収しようとする場合においては、納税者が道路運送車両法第七条、第十二条又は第十三条の規定による登録の申請をした際に、当該道府県が発行する証紙を第百五十二条第一項の規定によつて提出すべき申告書又は報告書にはらせることによつてその税金を払い込ませなければならない	目次 第一章及び第二章 略 第三章 市町村の普通税 第一節 略 第二節 固定資産税 第一款 通則（第三百四十一条―第三百五十八条） 第二款 第七款 略 第三節 第六節 略 第三章の二 第五章 略 附則 （自動車税の徴収の方法） 第百五十一条 略 2及び3 略 4 道府県は、前項の規定によつて自動車税を証紙徴収の方法によつて徴収しようとする場合においては、納税者が道路運送車両法第七条、第十二条又は第十三条の規定による登録の申請をした際に、当該道府県が発行する証紙を次条第一項の規定によつて提出すべき申告書又は報告書にはらせることによつてその税金を払い込ませなければならない。

。この場合には、当該道府県の条例で定めるところにより証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させることにより、又は証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことによつて、証紙に代えることができる。

5
7
略

(自動車税の徴収の方法の特例)

第百五十一条の二 道府県は、納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条、第十二条又は第十三条の規定による登録の申請及び次条第一項の規定による申告書又は報告書の提出を行う場合には、前条第三項から第六項までの規定によるほか、当該道府県の条例の定めるところにより、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を総務省令で定める方法により徴収することができる。

(納期限後等に納付する自動車税の延滞金)

第百六十二条 略

2
略

3 道府県知事は、納税者が第百四十九条の納期限まで又は第百五十一条第四項若しくは第百五十一条の二の規定によつて税金を払い込むべき日に税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める

この場合には、当該道府県の条例で定めるところにより証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させることにより、又は証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことによつて、証紙に代えることができる。

5
7
略

(納期限後等に納付する自動車税の延滞金)

第百六十三条 略

2
略

3 道府県知事は、納税者が第百四十九条の納期限まで又は第百五十一条第四項の規定によつて税金を払い込むべき日に税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合には、前二項の

場合においては、前二項の延滞金額を減免することができる。

（固定資産税の脱税に関する罪）

第三百五十八条 略

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外）

第三百五十八条の二 第三百八十条第一項の規定による備付け、第三百八十一条第八項の規定による作成、第三百八十二条の二第一項の規定による閲覧、第三百八十七条第一項の規定による備付け、同条第三項の規定による閲覧、第四百十五条第一項の規定による作成、第四百十六条第一項の規定による縦覧、第四百十九条第四項の規定による作成及び同条第六項の規定による縦覧については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条、第五条及び第六条の規定は、適用しない。

（固定資産課税台帳の備付け）

第三百八十条 略

2 及び 3 略

延滞金額を減免することができる。

（固定資産課税台帳等の備付け）

第三百八十条 市町村は、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳を備えなければならない。

2 市町村は、総務省令で定めるところにより、前項の固定資産課税台帳の全部又は一部の備付けを電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下本節において同じ。）の備付けをもつて行うことができる。

(固定資産課税台帳の登録事項)

第三百八十一条 略

2 } 9 略

(土地名寄帳及び家屋名寄帳)

第三百八十七条 略

3 略

(固定資産課税台帳の登録事項)

第三百八十一条 略

2 } 7 略

8 市町村長は、第三百四十三条第六項の規定に基づいて仮換地等、仮使用地、保留地又は換地に係る同条第一項の所有者とみなされる者に対して固定資産税を課する場合には、総務省令で定めるところによつて、当該仮換地等、仮使用地、保留地又は換地の所有者とみなされる者の住所、氏名又は名称並びにその所在、地目、地積及び基準年度の価格又は比準価格を別紙に登録して、これを当該仮換地等若しくは換地に対応する従前の土地又は仮使用地若しくは保留地が登録されている土地課税台帳又は土地補充課税台帳に添付しなければならない。この場合においては、当該従前の土地又は仮使用地若しくは保留地については、第一項及び第二項の規定にかかわらず、土地課税台帳又は土地補充課税台帳に基準年度の価格又は比準価格を登録することを要しないものとし、当該土地課税台帳又は土地補充課税台帳に添付した別紙は、この法律の規定の適用については、土地補充課税台帳とみなす。

9 市町村は、総務省令で定めるところにより、前項の別紙の作成を電磁的記録の作成をもつて行うことができる。

(土地名寄帳及び家屋名寄帳)

第三百八十七条 市町村は、その市町村内の土地及び家屋について、固定

2
略

(固定資産課税台帳の縦覧)

第四百十五条 略

2及び3
略

(固定資産の価格等の修正に関する道府県知事の勧告)

第四百十九条 略

資産課税台帳に基づいて、総務省令で定めるところによつて、土地名寄帳及び家屋名寄帳を備えなければならない。

2 市町村は、総務省令で定めるところにより、前項の土地名寄帳又は家屋名寄帳の備付けを電磁的記録の備付けをもつて行ふことができる。

(固定資産課税台帳の縦覧)

第四百十五条 市町村長は、毎年三月一日から二十日以上の期間、固定資産課税台帳又はその写し(当該固定資産課税台帳の備付けが第三百八十条第二項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合にあつては、当該固定資産課税台帳に記録をされている事項を記載した書類。次項、第四百七条第一項並びに第四百十九条第三項及び第四項において同じ。)をその指定する場所において関係者の縦覧に供しなければならない。ただし、災害その他特別の事情がある場合においては、三月二日以後の日を縦覧期間の開始の日とすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により固定資産課税台帳又はその写しを関係者の縦覧に供する場合においては、固定資産課税台帳に記載をされている事項を映像面に表示して縦覧に供することができる。

3
略

(固定資産の価格等の修正に関する道府県知事の勧告)

第四百十九条 道府県知事は、市町村における固定資産の価格の決定が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて行なわれていないと認める場合においては、当該市町村の長に対し、固定資産課税台帳に登録

2
5
略

された価格を修正して登録するように勧告するものとする。

2 前項の勧告を受けた市町村長は、その勧告について、固定資産の価格等を修正する必要があると認める場合においては、遅滞なく、その価格等を修正して登録しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定によつて、固定資産の価格等を修正して登録した場合においては、その登録のあつた日から二十日以上の間、当該固定資産課税台帳又はその写しをその指定する場所において関係者の縦覧に供しなければならない。

4 市町村長は、前項の規定により固定資産課税台帳又はその写しを関係者の縦覧に供する場合においては、固定資産課税台帳に記載をされている事項を映像面に表示して縦覧に供することができる。

5
略

(電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用)

第七百五十四条 略

(電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用)

第七百五十四条 略

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第七百五十四条の二 地方税関係帳簿書類並びに第七十四条の二第三項及び第四項並びに第四百六十五条第三項及び第四項に規定する書類については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第六条の規定は、適用しない。

改正案	現行
（業務） 第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第十九条第一項において同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。 2 （略） 第一条の三 （略）	（業務） 第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。 2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。 第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。 一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続について代理すること。

（行政書士でない者の業務の制限等） 第十九条 行政書士でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に關し相當の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。 2 総務大臣は、前項に規定する総務省令を定めるときは、あらかじめ、当該手続に係る法令を所管する国務大臣の意見を聴くものとする。 3 （略） （罰則） 第二十二條の四 第十九條第三項の規定に違反した者は、十萬元以下の罰金に処する。	
二 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に關する書類を代理人として作成すること。 三 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。 （行政書士でない者の業務の制限等） 第十九条 行政書士でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。 2 行政書士でない者は、行政書士又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。 （罰則） 第二十二條の四 第十九條第二項の規定に違反した者は、十萬元以下の罰金に処する。	

○ 国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）（第十三条関係）

改正案	現行
（交付金額の算定） 第三条 （略） 2 （略） 3 国又は地方公共団体が所有する固定資産に係る前項の固定資産の価格は、それぞれ国有財産法第三十二条第一項の台帳若しくは物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）第三十六条の帳簿又は地方公共団体がその所有する財産について備える台帳（以下「国有財産台帳等」という。）に記載され、又は記録された当該固定資産の価格とする。ただし、国有財産法第四条第二項の各省各庁の長（以下「各省各庁の長」という。）又は地方公共団体の長が第八条又は第九条第二項の規定によつて交付金算定標準額の基礎とすべき価格を通知した固定資産（第十条第一項に規定する固定資産を除く。）については、当該通知に係る固定資産の価格とし、第十条第一項に規定する固定資産については、各省各庁の長又は地方公共団体の長が同条同項、第二項又は第四項の規定によつて配分し、及び通知した価格とする。 （台帳価格等の通知） 第七条 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、当該各省各庁の長が管理	（交付金額の算定） 第三条 市町村交付金として交付すべき金額（以下「交付金額」という。）は、交付金算定標準額に百分の一・四を乗じて得た額とする。 2 前項の交付金算定標準額は、固定資産の価格とする。 3 国又は地方公共団体が所有する固定資産に係る前項の固定資産の価格は、それぞれ国有財産法第三十二条第一項の台帳若しくは物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）第三十六条の帳簿又は地方公共団体がその所有する財産について備える台帳（以下「国有財産台帳等」という。）に記載された当該固定資産の価格とする。ただし、国有財産法第四条第二項の各省各庁の長（以下「各省各庁の長」という。）又は地方公共団体の長が第八条又は第九条第二項の規定によつて交付金算定標準額の基礎とすべき価格を通知した固定資産（第十条第一項に規定する固定資産を除く。）については、当該通知に係る固定資産の価格とし、第十条第一項に規定する固定資産については、各省各庁の長又は地方公共団体の長が同条同項、第二項又は第四項の規定によつて配分し、及び通知した価格とする。 （台帳価格等の通知） 第七条 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、当該各省各庁の長が管理

し、又は当該地方公共団体が所有する固定資産のうち第二条の規定によつて市町村交付金を交付すべきものについて、総務省令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において国有財産台帳等に記載され、又は記録された当該固定資産の価格その他交付金額の算定に關し必要な事項を前年の十一月三十日までに当該固定資産の所在地の市町村長に通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

(価格の修正通知)

第八条 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によつて市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載され、又は記録された当該固定資産の価格が当該固定資産に類似する固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載され、又は記録された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知することができる。この場合においては、各省各庁の長又は地方公共団体の長は、当該通知に係る固定資産の価格の算定の根拠をあわせて通知しなければならない。

(価格の修正の申出等)

第九条 市町村長は、当該市町村内に所在する各省各庁の長が管理し、又は地方公共団体が所有する固定資産で第二条の規定によつて市町村交付

し、又は当該地方公共団体が所有する固定資産のうち第二条の規定によつて市町村交付金を交付すべきものについて、総務省令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において国有財産台帳等に記載された当該固定資産の価格その他交付金額の算定に關し必要な事項を前年の十一月三十日までに当該固定資産の所在地の市町村長に通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

(価格の修正通知)

第八条 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によつて市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産の価格が当該固定資産に類似する固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知することができる。この場合においては、各省各庁の長又は地方公共団体の長は、当該通知に係る固定資産の価格の算定の根拠をあわせて通知しなければならない。

(価格の修正の申出等)

第九条 市町村長は、当該市町村内に所在する各省各庁の長が管理し、又は地方公共団体が所有する固定資産で第二条の規定によつて市町村交付

金を交付されるべきものについては、国有財産台帳等に価格が記載され若しくは記録されていないものがある場合又は国有財産台帳等に記録され若しくは記録された当該固定資産の価格若しくは前条の規定による通知に係る当該固定資産の価格が当該固定資産に類似する固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十二月三十一日までに、当該固定資産を管理する各省各庁の長又は当該固定資産を所有する地方公共団体の長に対して、その理由をつけて、交付金算定標準額の基礎とすべき価格として当該固定資産の価格を通知し、又は国有財産台帳等に記載され若しくは記録された当該固定資産の価格と異なる価格若しくは前条の規定による通知に係る固定資産の価格を修正した価格を交付金算定標準額の基礎とすべき価格として通知すべき旨を申し出ることができる。

2／6（略）

（二以上の市町村にわたる固定資産の価格の配分等）

第十条 第二条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる固定資産のうち、船舶その他二以上の市町村にわたつて使用される償却資産又は空港の用に供する固定資産、発電、変電若しくは送電の用に供する固定資産、水道若しくは工業用水道の用に供するダムの上に供する固定資産その他二以上の市町村にわたつて所在する固定資産については、当該固定資産を管理する各省各庁の長又は当該固定資産を所有する地方公共団体の長は、総務省令で定めるところにより、当該固定資産が所在する

金を交付されるべきものについては、国有財産台帳等に価格が記載されていないものがある場合又は国有財産台帳等に記録された当該固定資産の価格若しくは前条の規定による通知に係る当該固定資産の価格が当該固定資産に類似する固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十二月三十一日までに、当該固定資産を管理する各省各庁の長又は当該固定資産を所有する地方公共団体の長に対して、その理由をつけて、交付金算定標準額の基礎とすべき価格として当該固定資産の価格を通知し、又は国有財産台帳等に記載された当該固定資産の価格と異なる価格若しくは前条の規定による通知に係る固定資産の価格を修正した価格を交付金算定標準額の基礎とすべき価格として通知すべき旨を申し出ることができる。

2／6（略）

（二以上の市町村にわたる固定資産の価格の配分等）

第十条 第二条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる固定資産のうち、船舶その他二以上の市町村にわたつて使用される償却資産又は空港の用に供する固定資産、発電、変電若しくは送電の用に供する固定資産、水道若しくは工業用水道の用に供するダムの上に供する固定資産その他二以上の市町村にわたつて所在する固定資産については、当該固定資産を管理する各省各庁の長又は当該固定資産を所有する地方公共団体の長は、総務省令で定めるところにより、当該固定資産が所在する

ものとされる市町村を定め、及び国有財産台帳等に記載され又は記録された当該固定資産の価格（第八条の規定によつて交付金算定標準額の基礎とすべき価格を通知した固定資産にあつては、当該通知に係る固定資産の価格とする。）を当該市町村に配分し、これを前年の十一月三十日まで当該市町村の市町村長に通知しなければならない。

24（略）

（国有財産台帳等の閲覧の請求等）

第十八条 市町村長は、交付金額の算定のため必要があると認める場合においては、各省各庁の長若しくは地方公共団体の長に対して国有財産台帳等の閲覧を求め、又は国有財産台帳等に記載され、若しくは記録された事項を記録することができる。この場合においては、各省各庁の長又は地方公共団体の長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（空港の用に供する固定資産の所有者等）

第十九条 空港整備法第三条及び第四条第一項の規定により国土交通大臣が管理する空港の用に供する固定資産で地方公共団体が所有するものについては国が、同法第四条第二項及び第五条第一項の規定により地方公共団体が管理する空港の用に供する固定資産で国が所有するものについては当該空港を管理する地方公共団体が所有する第二条第一項第二号の固定資産とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、地方公共団体が所有する固定資産にあつては地方公共団体の長、国が所

ものとされる市町村を定め、及び国有財産台帳等に記載された当該固定資産の価格（第八条の規定によつて交付金算定標準額の基礎とすべき価格を通知した固定資産にあつては、当該通知に係る固定資産の価格とする。）を当該市町村に配分し、これを前年の十一月三十日までに当該市町村の市町村長に通知しなければならない。

24（略）

（国有財産台帳等の閲覧の請求等）

第十八条 市町村長は、交付金額の算定のため必要があると認める場合においては、各省各庁の長若しくは地方公共団体の長に対して国有財産台帳等の閲覧を求め、又は国有財産台帳等に記載された事項を記録することができる。この場合においては、各省各庁の長又は地方公共団体の長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（空港の用に供する固定資産の所有者等）

第十九条 空港整備法第三条及び第四条第一項の規定により国土交通大臣が管理する空港の用に供する固定資産で地方公共団体が所有するものについては国が、同法第四条第二項及び第五条第一項の規定により地方公共団体が管理する空港の用に供する固定資産で国が所有するものについては当該空港を管理する地方公共団体が所有する第二条第一項第二号の固定資産とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、地方公共団体が所有する固定資産にあつては地方公共団体の長、国が所

有する固定資産にあつては当該固定資産を管理する各省各庁の長は、国有財産台帳等に記載され、又は記録された当該固定資産の価格を前年の六月三十日まで当該空港を管理する者に通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

2 (略)

(多目的ダムに係る市町村交付金等)

第二十条 特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第三十五号)第二条第一項に規定する多目的ダムについては、当該多目的ダムの用に供する固定資産のうち発電又は水道若しくは工業用水道の用に供する部分を、国土交通大臣が管理する場合(同法第十七条の規定によるダム使用権の設定前の場合を含む。)にあつては国が、都道府県知事が管理する場合にあつては当該都道府県が所有する第二条第一項第四号に掲げる固定資産又は同項第五号に掲げるダムの用に供する固定資産と、当該固定資産につき政令で定める方法により算出した額を国有財産台帳等に記載され又は記録された当該固定資産の価格とみなして、この法律の規定(第十八条を除く。)を適用する。

有する固定資産にあつては当該固定資産を管理する各省各庁の長は、国有財産台帳等に記載された当該固定資産の価格を前年の六月三十日まで当該空港を管理する者に通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

2 (略)

(多目的ダムに係る市町村交付金等)

第二十条 特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第三十五号)第二条第一項に規定する多目的ダムについては、当該多目的ダムの用に供する固定資産のうち発電又は水道若しくは工業用水道の用に供する部分を、国土交通大臣が管理する場合(同法第十七条の規定によるダム使用権の設定前の場合を含む。)にあつては国が、都道府県知事が管理する場合にあつては当該都道府県が所有する第二条第一項第四号に掲げる固定資産又は同項第五号に掲げるダムの用に供する固定資産と、当該固定資産につき政令で定める方法により算出した額を国有財産台帳等に記載された当該固定資産の価格とみなして、この法律の規定(第十八条を除く。)を適用する。

改正案	現行
（不服申立ての方式） 第九条（略） 2（略） 3 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。第二十二条第三項において「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して不服申立て（異議申立てを除く。次項において同じ。）がされた場合には、不服申立書の正副二通が提出されたものとみなす。 4 前項に規定する場合において、当該不服申立てに係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十二条第四項において同じ。）については、不服申立書の正本又は副本とみなして、第十七条第二項（第五十六条において準用する場合を含む。）、第十八条第一項、第二項及び第四項、第二十二條第一項（第五十二條第二項において準用する場合を含む。）並び	（不服申立ての方式） 第九条 この法律に基づく不服申立ては、他の法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）に口頭ですることができる旨の定めがある場合を除き、書面を提出してしなければならない。 2 不服申立書は、異議申立ての場合を除き、正副二通を提出しなければならない。

に第五十八条第三項及び第四項の規定を適用する。

(弁明書の提出)

第二十二条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、弁明書の正副二通が提出されたものとみなす。

4 前項に規定する場合において、当該弁明に係る電磁的記録については、弁明書の正本又は副本とみなして、次項及び第二十三条の規定を適用する。

5 (略)

(審査庁等の教示)

第五十七条 行政庁は、審査請求若しくは異議申立て又は他の法令に基づく不服申立て(以下この条において単に「不服申立て」という。)をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を教示しなければならない。た

(弁明書の提出)

第二十二条 審査庁は、審査請求を受理したときは、審査請求書の副本又は審査請求録取書の写しを処分庁に送付し、相当の期間を定めて、弁明書の提出を求めることができる。

2 弁明書は、正副二通を提出しなければならない。

3 処分庁から弁明書の提出があつたときは、審査庁は、その副本を審査請求人に送付しなければならない。ただし、審査請求の全部を容認すべきときは、この限りでない。

(審査庁等の教示)

第五十七条 行政庁は、審査請求若しくは異議申立て又は他の法令に基づく不服申立て(以下この条において単に「不服申立て」という。)をすることができる処分を書面とする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を教示しなければならない。

だし、当該処分を口頭でする場合、この限りでない。	い。
2 (略)	2 行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができるものである場合における不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。
3 (略)	3 前項の場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面でしなければならない。
4 (略)	4 前三項の規定は、地方公共団体その他の公共団体に対する処分で、当該公共団体がその固有の資格において処分の相手方となるものについては、適用しない。

	一 内閣府	二 金融庁又は財務省	三 金融庁又は財務省	四 金融庁又は財務省
	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの	保険業法（平成七年法律第百五号）による同法第二百七十六条又は第二百八十六条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）による同法第二十八条の登録、同法第三十条第一項の届出、同法第六十四条第一項（同法第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の登録、同法第六十八条第二項若しくは第七十九条の三十第一項の認可、同法第八十条第一項の免許、同法第一百一条の十一第一項若しくは第一百四十一条第一項の認可、同法第一百五十二条第二項の届出又は同法第一百五十六条の三第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるものの	外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律

省	五 金融庁又は財務省	六 金融庁又は財務省	七 金融庁又は財務省
第五号）による同法第三条第一項の登録、同法第十二条第一項の届出又は同法第三十二条において準用する証券取引法第六十四条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）による同法第六条の認可、同法第十条の三第二項若しくは第六十九条第一項の届出、同法第八十七條の登録又は同法第九十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）による同法第四条の登録又は同法第八条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）による同法第三条の免許、同法第三十四条の十四第一項若しくは第三十四条の二十三第一項の認可又は同法第五十一条の二第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八 金融庁又は財務省	九 金融庁又は財務省	十 金融庁又は財務省	十一 金融庁若しくは
貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）による同法第三条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第八条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第一百四十四号）による同法第三条若しくは第八条第一項の登録又は同法第九条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）による同法第三条第一項、第九条第一項若しくは第十一条第一項の届出又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）（附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律による同法第九条第一項の届出若しくは同法第十一条第一項の変更登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成

は財務省、農林水産省又は経済産業省	十二年 金融庁若しくは財務省又は経済産業省	十三 金融庁又は財務省	十四 金融庁又は財務省
三年法律第六十六号）による同法第三条の許可、同法第八条第一項の更新又は同法第十条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）による同法第三十条若しくは第五十二条の許可、同法第三十五条第一項（同法第五十四条において準用する場合を含む。）の更新又は同法第三十七条（同法第五十四条において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）による同法第三十四条の十第一項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの	株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）による同法第三条第一項の指定、同法第四条の三第一項の承認、同法第七条の四第一項の届出又は同法第十条第一項、第十一条第一項、第十一条の四第一項若しくは第十二条第一項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十五 金融庁又は財務省	前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）による同法第六条の登録又は同法第十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十六 総務省	恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十七 総務省	執行官法（昭和四十一年法律第一百一十号）附則第十三条の規定による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十八 総務省	国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十九 地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）による年金である給付の支給に関する事務

総務省	
総務省	恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
総務省	執行官法（昭和四十一年法律第一百一十号）附則第十三条の規定による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
総務省	国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）による年金である給付の支給に関する事務

		二十 地方議会議員 共済会	地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	する事務であつて総務省令で定めるもの
	二十一 地方公務員 共済組合	介護保険法による同法第三百三十四条第一項の通知若しくは第三百三十七条第五項若しくは第三百三十八条第三項（これらの規定を同法第四百十条第三項において準用する場合を含む。）の通知又は同法第三百三十七条第一項（同法第四百十条第三項において準用する場合を含む。）の特別徴収に係る保険料額の徴収若しくは納入金の納入に関する事務であつて総務省令で定めるもの		
	二十二 地方公務員 共済組合連合会	介護保険法による同法第三百三十四条第三項（同法第三百三十七条第六項及び第三百三十八条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第三百三十六条第六項（同法第三百三十八条第二項、第四百十条第三項及び第四百十一条第二項において準用する場合を含む。）の通知の経由又は同法第三百三十七条第二項（同法第四百十条第三項		
	地方議会議員共済会	地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの		する事務であつて総務省令で定めるもの
	地方公務員共済組合連合会	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）による同法第三百三十四条第一項の通知若しくは第三百三十七条第五項若しくは第三百三十八条第三項（これらの規定を同法第四百十条第三項において準用する場合を含む。）の通知又は同法第三百三十七条第一項（同法第四百十条第三項において準用する場合を含む。）の特別徴収に係る保険料額の徴収若しくは納入金の納入に関する事務であつて総務省令で定めるもの		
	地方公務員共済組合連合会	介護保険法による同法第三百三十四条第三項（同法第三百三十七条第六項及び第三百三十八条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第三百三十六条第六項（同法第三百三十八条第二項、第四百十条第三項及び第四百十一条第二項において準用する場合を含む。）の通知の経由又は同法第三百三十七条第二項（同法第四百十条第三項		

			二十三 地方公務員 災害補償基金	において準用する場合を含む。）の特別徴収に係る納入金の納入の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十四 総務省				電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による同法第九条第一項の許可、同法第十三条の届出、同法第四十五条第三項（同法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の交付又は同法第五十条の二の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十五 総務省				日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）による同法第十条第二項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十六 総務省				電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）による同法第四条の免許、同法第八条第一項の予備

総務省			地方公務員災害補償基金	において準用する場合を含む。）の特別徴収に係る納入金の納入の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
				電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）による無線局の免許に関する事務であつて総務省令

	免許、同法第二十四条の五第二項（同法第二十四条の九第二項において準用する場合を含む。）の届出、同法第三十七条の検定、同法第四十一条第一項の免許又は同法第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二十七 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の七第二項に規定する指定試験機関	消防法による危険物取扱者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十八 消防法第七條の十一第三項に規定する指定試験機関	消防法による消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二十九 消防団員等公務災害補償等共済基金又は消防団員等公務災害補償	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律による消防団員等福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
	で定めるもの	消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の七第二項に規定する指定試験機関	消防法による危険物取扱者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
消防法第十七条の十一第三項に規定する指定試験機関	消防法による消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	消防団員等公務災害補償等共済基金又は消防団員等公務災害補償等責任共済等に	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律による消防団員等福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第百七号）第二条第三項に規定する指定法人	
三十 司法試験管理委員会	司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）による同法第五条第一項の第二次試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十一 法務省	不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）による不動産の表示の登記、表題部の所有者の表示の変更若しくは更正の登記、表題部の所有者の更正の登記、所有権の保存若しくは移転の登記又は登記名義人の表示の変更若しくは更正の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十二 法務省	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）附則第三十四条第一項の規定による登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの

関する法律（昭和三十一年法律第百七号）第二条第三項に規定する指定法人	
------------------------------------	--

三十三 法務省	工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号。鉱業抵当法（明治三十八年法律第五十五号）、漁業財団抵当法（大正十四年法律第九号）及び港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）において準用する場合を含む。）による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十四 法務省	立木に関する法律（明治四十二年法律第二十二号）による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十五 法務省	道路交通事業抵当法（昭和二十七年法律第二百四号）による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十六 法務省	建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）による登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十七 法務省	観光施設財団抵当法（昭和四十三年法律第九十一号）による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十八 法務省	後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）による同法第七条又は第八条の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十九 法務省	供託法（明治三十二年法律第十五号）による同法第八条第一項の還付又は同条第二項の取戻しに関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十 法務省	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）による同法第七条の二第一項の交付又は同法第二十条第三項（同法第二十二條の二第三項（同法第二十二條の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは第二十一条第三項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十一 外務省	旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）による同法第三条第一項の発給、同法第八条第一項の渡航先の追加、同法第九条第一項の記載事項の訂正、同法第十条第一項の再発給又は同法第十二条第一項の査証欄の増補に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四十二 国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十三 国家公務員共済組合連合会	旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十四 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は同法附則第四十八条第一項に規定する指定基金	厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十二条第二項第一号又は第三号に規定する年金である給付（当該給付に相当するものとして支給されるものを含む。）に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
国家公務員共済組合連合会	旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四十五 財務省	関税法（昭和二十九年法律第六十一号）による 同法第二十四条第二項の許可に関する事務であ つて総務省令で定めるもの
四十六 財務省	たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号） による同法第十一条第一項若しくは第二十条の 登録、同法第十四条第三項若しくは第十五条（ これらの規定を同法第二十一条において準用す る場合を含む。）の届出、同法第二十二条第一 項の許可又は同法第二十七条第三項の届出に関 する事務であつて総務省令で定めるもの
四十七 財務省	塩事業法（平成八年法律第三十九号）による同 法第五条第一項、第十六条第一項若しくは第十 九条第一項の登録、同法第八条第三項若しくは 第九条（これらの規定を同法第十七条及び第二 十条において準用する場合を含む。）の届出又 は同法第十五条第一項若しくは第二項若しくは 第十八条第一項若しくは第二項の届出に関する 事務であつて総務省令で定めるもの
四十八 日本私立学 校振興・共済事業	私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二 百四十五号）による年金である給付の支給に関
日本私立学校振興・ 共済事業団	私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二 百四十五号）による年金である給付の支給に関

団	四十九 文部科学省 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号） による同法第五条第一項第三号の認定に関する 事務であつて総務省令で定めるもの	五十 文部科学省又は 技術士法（昭和 五十八年法律第二 十五号）第十一 条第一項に規定す る指定試験機関	五十一 文部科学省 又は技術士法第四 十条第一項に規定 する指定登録機関	五十二 文部科学省 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関 する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）に よる同法第三十五条第二項又は第三項の交付に 関する事務であつて総務省令で定めるもの
		文部科学省又は技術 士法（昭和五十八 年法律第二十五号）第 十一条第一項に規定 する指定試験機関	文部科学省又は技術 士法第四十条第一項 に規定する指定登録 機関	
する事務であつて総務省令で定めるもの	技術士法による技術士試験の実施に関する事務 であつて総務省令で定めるもの	技術士法による技術士又は技術士補の登録に関 する事務であつて総務省令で定めるもの	技術士法による技術士又は技術士補の登録に関 する事務であつて総務省令で定めるもの	

五十三 文化庁	万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）による同法第五条第一項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十四 文化庁又はプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）第五条第一項に規定する指定登録機関	著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）による同法第七十五条第一項又は第七十七条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十五 文化庁	著作権法による同法第八十八条第一項又は同法第一百四条において準用する同法第七十七条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十六 文化庁	著作権等管理事業法（平成十二年法律第三百三十一号）による同法第三条の登録又は同法第七條第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五十七 文化庁	美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成十年法律第九十九号）による同法第三条第一項の登録又は同法第五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十八 厚生労働省	薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）による同法第十九条の二第一項の承認又は同法第十九条の三の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十九 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法（昭和五十四年法律第五十五号）による同法第二十七条第一項第一号の救済給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十 厚生労働省	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）による同法第十二条第一項、第十四条又は第六十一条第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十一 厚生労働省 又は労働安全衛生	労働安全衛生法による同法第七十五条第二項に規定する免許試験の実施に関する事務であつて
厚生労働省又は労働安全衛生法第七十五	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）による同法第十二条第一項、第十四条又は第六十一条第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
労働安全衛生法による同法第七十五条第二項に規定する免許試験の実施に関する事務であつて	

法第七十五条の二 第一項に規定する 指定試験機関	六十二 厚生労働省 又は作業環境測定 法（昭和五十年法 律第二十八号）第 三十二条の二第二 項に規定する指定 登録機関	六十三 厚生労働省	六十四 厚生労働省
総務省令で定めるもの	作業環境測定法による作業環境測定士の登録に 関する事務であつて総務省令で定めるもの	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五 十号）による業務災害に関する保険給付若しく は通勤災害に関する保険給付の支給又は労働福 祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で 定めるもの	賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一 年法律第三十四号）による同法第七条の労働基 準監督署長の確認に関する事務であつて総務省 令で定めるもの
条の二第一項に規定 する指定試験機関	厚生労働省又は作業 環境測定法（昭和五 十年法律第二十八号 ）第三十二条の二第 二項に規定する指定 登録機関	厚生労働省	厚生労働省
総務省令で定めるもの	作業環境測定法による作業環境測定士の登録に 関する事務であつて総務省令で定めるもの	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五 十号）による業務災害に関する保険給付若しく は通勤災害に関する保険給付の支給又は労働福 祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で 定めるもの	賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一 年法律第三十四号）による同法第七条の労働基 準監督署長の確認に関する事務であつて総務省 令で定めるもの

六十五 厚生労働省	職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）による同法第三十条第一項若しくは第三十三条第一項の許可、同法第三十二条の六第三項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の更新又は同法第三十二条の七第一項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十六 厚生労働省	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）による同法第五条第一項の許可、同法第十条第二項の更新又は同法第十条第一項、第十六条第一項若しくは第十九条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十七 厚生労働省	雇用対策法（昭和四十一年法律第三百三十二号）による職業転換給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十八 厚生労働省	雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）による基本手当、高年齢求職者給付金、特例一時

厚生労働省	雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）による基本手当、高年齢求職者給付金、特例一時
厚生労働省	雇用対策法（昭和四十一年法律第三百三十二号）による職業転換給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

			六十九 厚生労働省 又は雇用・能力開 発機構	金、教育訓練給付金、高年齢雇用継続基本給付 金又は高年齢再就職給付金の支給に関する事務 であつて総務省令で定めるもの
		七十 厚生労働省又 は職業能力開発促 進法（昭和四十四 年法律第六十四号 ）第四十七条第一 項に規定する指定 試験機関	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事 業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第 六十四条の雇用福祉事業の実施に関する事務で あつて総務省令で定めるもの	
七十二 社会保険庁	七十一 社会保険庁	健康保険法（大正十一年法律第七十号）による 同法第六十九条の九第二項の交付に関する事務 であつて総務省令で定めるもの	職業能力開発促進法による技能検定の合格証書 の交付に関する事務であつて総務省令で定める もの	
		船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）によ		

	厚生労働省	厚生労働省又は雇用 ・能力開発機構	金、高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就 職給付金の支給に関する事務であつて総務省令 で定めるもの
	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十 四号）による技能検定の合格証書の交付に関す る事務であつて総務省令で定めるもの	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事 業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第 六十四条の雇用福祉事業の実施に関する事務で あつて総務省令で定めるもの	

	る年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十三 社会保険庁	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十四 社会保険庁	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項又は第七項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十五 社会保険庁	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の決定若し

七十六 社会保険庁	くは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの 国民年金法による被保険者の資格の取得の届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七 厚生労働省	戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八 農林水産省	卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）による同法第十五条第一項の許可又は同法第二十一条第一項若しくは第二項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十九 農林水産省 又は経済産業省	商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）による同法第八条の二の許可、同法第十九条第一項の届出、同法第九十七条の二第三項の指定、同法第九十九条の二第二項の認可、同法第二百二十六条第一項の許可、同法第三百二十二条第一項の届出、同法第三百三十六条の四第一項の

厚生労働省	戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
-------	--

	登録、同条第七項の更新又は同法第三百二十六条の四十の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十 農林水産省又は経済産業省	商品投資に係る事業の規制に関する法律による同法第三十条の許可又は同法第三十三条第一項において準用する同法第八条第一項の更新若しくは同法第十条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十一 農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十二 農林水産省	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律による同法第六条第一項若しくは同法第十条第二項（同法第二十七条第一項において準用する場合を含む。）の登録、同法第十一条第二項若しくは第十二条（これらの規定を同法第二十七条第一項において準用する場合を含む。）の届出又は同法第六十五条の二の届出に関する事務で
農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

	あつて総務省令で定めるもの
八十三 農林水産省	森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）による同法第二十五条第一項若しくは第二項の指定、同法第二十六条第一項若しくは第二項の指定の解除、同法第三十二条第一項（同法第三十条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の意見書の提出又は同法第三十三条の二第一項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の変更に關する事務であつて総務省令で定めるもの
八十四 經濟産業省	計量法（平成四年法律第五十一号）による同法第四十条第一項若しくは第四十六条第一項の届出、同法第四十二条第一項（同法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の届出又は同法第六十二条第一項（同法第一百三十二条において準用する場合を含む。）の届出に關する事務であつて総務省令で定めるもの
八十五 独立行政法人産業技術総合研究所又は日本電気	計量法による同法第七十九条第一項（同法第八十一条第三項において準用する場合を含む。）の届出に關する事務であつて総務省令で定めるもの

計器検定所	八十六 経済産業省	八十七 経済産業省 又は環境省	八十八 経済産業省
もの	アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）による同法第三条第一項、第十六条第一項、第二十一条第一項若しくは第二十六条第一項の許可又は同法第八条第二項（同法第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）による同法第四十四条第一項の許可、同法第四十六条第一項の更新又は同法第四十七条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）による同法第二十一条第一項の許可、同法第四十二条の届出、同法第五十九条第一項の登録、同法第七十七条第一項の認可又は同法第八十四条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八十九 経済産業省	石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）による同法第十三条の登録又は同法第十七条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十 経済産業省	深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）による同法第四条第一項の許可、同法第十条第二項若しくは第三項若しくは第十五条の届出、同法第十八条第一項の認可又は同法第四十条の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十一 経済産業省	火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）による同法第三十一条第三項の試験（経済産業大臣が行うものに限る。）の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十二 火薬類取締法第三十一条の第三項に規定する指定試験機関	火薬類取締法による同法第三十一条第三項の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九十三 高圧ガス保 安協会	高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十九条の二十八第一項第四号の四に規定する液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十八条の四の二第一項の免状交付事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十四 経済産業省	電気工事士法（昭和三十五年法律第三百三十九号）による同法第四条の二第一項の交付又は同条第七項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十五 経済産業省	電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）による同法第三条第一項若しくは第三項の登録又は同法第十条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十六 経済産業省 又は環境省	特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）による同法第二十三条第一項又は第二十四条第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九十七 国土交通省	建設業法（昭和二十四年法律第百号）による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十八 国土交通省 又は建設業法第二十七条の二第一項に規定する指定試験機関	建設業法による技術検定の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十九 国土交通省 又は建設業法第二十七条の十九第一項に規定する指定資格者証交付機関	建設業法による監理技術者資格者証の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百 国土交通省	浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）による浄化槽設備土免状の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百一 国土交通省	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）による宅地建物取引業の免許に関する事

国土交通省	建設業法（昭和二十四年法律第百号）による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
国土交通省又は建設業法第二十七条の二第一項に規定する指定試験機関	建設業法による技術検定の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
国土交通省又は建設業法第二十七条の十九第一項に規定する指定資格者証交付機関	建設業法による監理技術者資格者証の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
国土交通省	浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）による浄化槽設備土免状の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
国土交通省	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）による宅地建物取引業の免許に関する事

	務であつて総務省令で定めるもの
百二 国土交通省又はマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第三十六条第一項に規定する指定登録機関	マンションの管理の適正化の推進に関する法律による同法第三十条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百三 国土交通省	マンションの管理の適正化の推進に関する法律による同法第四十四条第一項若しくは第三項又は第五十九条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百四 国土交通省	旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）による旅行業の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百五 国土交通省又は旅行業法第二十条の二第二項に	旅行業法による旅行業務取扱主任者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
	務であつて総務省令で定めるもの
国土交通省	旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）による旅行業の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
国土交通省又は旅行業法第二十二條の二第二項に規定する旅	旅行業法による旅行業務取扱主任者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

規定する旅行業協会	百六 国土交通省又は地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）第十二条第一項に規定する指定認定機関	百七 国土交通省又は国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第十九条第一項に規定する指定登録機関	百八 国土交通省
	地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律に関する事務であつて総務省令で定めるもの	国際観光ホテル整備法によるホテル又は旅館の登録に関する事務であつて総務省令で定めるものの	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年
行業協会	国土交通省又は地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）第十二条第一項に規定する指定認定機関	国土交通省又は国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第十九条第一項に規定する指定登録機関	国土交通省
	地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律に関する事務であつて総務省令で定めるもの	国際観光ホテル整備法によるホテル又は旅館の登録に関する事務であつて総務省令で定めるものの	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年

	法律第百五十二号）による同法第三条の不動産鑑定士試験の実施、同法第十五条第一項若しくは第十八条の登録、同法第十九条第一項の届出又は同法第二十二條第一項若しくは第三項、第二十六条第一項若しくは第二十七條第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百九 国土交通省	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）による同法第七十七條の五十八第一項若しくは第七十七條の六十の登録又は同法第七十七條の六十一の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百十 国土交通省	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）による一級建築士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百十一 国土交通省	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）による同法第十二條第一項の変更登録、同法第五十九條第一項の新規検査、同法第六十七條の記入、同法第七十一條第四項の交付又は同法第九十七條の三第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
	法律第百五十二号）による不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの			国土交通省	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）による一級建築士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの		

百十二 国土交通省	自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）による同法第七十二条第一項の損害のてん補に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十三 国土交通省	港湾運送事業法による同法第七条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十四 国土交通省	船舶法による同法第五条の二第一項の検認又は同法第十五条の仮船舶国籍証書に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十五 国土交通省 又は小型船舶検査 機構	小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）による同法第六条第一項の新規登録、同法第九条第一項の変更登録又は同法第十条第一項の移転登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十六 国土交通省	小型船舶の登録等に関する法律による同法第二十五条第一項の交付又は同条第五項の検認に関する事務であつて総務省令で定めるもの

百十七 国土交通省	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による同法第五条の新規登録、同法第七条の変更登録、同法第七条の二の移転登録、同法第八条の抹消登録、同法第二十二條の航空従事者技能証明、同法第三十一条第一項の航空身体検査証明又は同法第三十五条第一項第一号の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百十八 気象庁	気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）による同法第十七条第一項の許可又は同法第二十四条の二十の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百十九 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号） 第四十八条に規定する試験機関	国家公務員法による同法第四十二条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百二十 人事院若しくは国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第二百六十六号） 十六年法律第九	国家公務員災害補償法（防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）において準用する場合を含む。）による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補
国土交通省	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による航空機の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	気象庁	気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）による気象予報士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	人事院若しくは国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第二百六十六号） 百九十一号）第三条	国家公務員災害補償法（防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）において準用する場合を含む。）による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補		

十一号）第三条第一項に規定する実施機関又は防衛庁	償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
---------------------------------	---------------------------------------

別表第二（第三十条の七関係）

提供を受ける区域内の市町村の執行機関	事 務	一 市町村長 同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法第四十四条第二項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるものの	二 選挙管理委員会 同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人に当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の公職選挙法第四十九条の規定による投票を行わせることに関する事務であつて総務省令で定めるもの
---------------------------	----------------	---	---

第一項に規定する実施機関又は防衛庁	償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
--------------------------	---------------------------------------

別表第二（第三十条の七関係）

提供を受ける区域内の市町村の執行機関	事 務	市町村長 同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法第四十四条第二項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるものの	選挙管理委員会 同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人に当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の公職選挙法第四十九条の規定による投票を行わせることに関する事務であつて総務省令で定めるもの
---------------------------	----------------	---	---

三 市町村長	消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）による非常勤消防団員に係る損害補償又は非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四 市町村長	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による同法第十一条第一項の給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五 広島市又は長崎市の長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による同法第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当又は同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六 指定都市の長	大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）による同法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む）
市町村長	消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）による非常勤消防団員に係る損害補償又は非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

			七 特定製品に係る フロン類の回収及 び破壊の実施の確 保等に関する法律 第八十条第四項の 政令で定める市の 長	。の届出に関する事務であつて総務省令で定 めるもの
	八 市町村長	公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号） による同法第十六条第一項の家賃の決定又は同 法第二十三条の入居者資格の確認に関する事務 であつて総務省令で定めるもの		
九 指定都市又は地 方自治法第二百五 十二条の二十二第 一項の中核市の長	高齡者の居住の安定確保に関する法律（平成十 三年法律第二十六号）による同法第三十条第一 項の認定又は同法第五十六条の認可に関する事 務であつて総務省令で定めるもの			

十 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号） 第四条第三項の政令で定める市（特別区を含む。）の長	公害健康被害の補償等に関する法律による同法第三条第一項の補償給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
--	---

別表第三（第三十条の七関係）

提供を受ける他の都道府県の執行機関	事 務
一 都道府県知事	特定非営利活動促進法による同法第十条第一項の認証、同法第二十二條第二項の届出又は同法第三十四條第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二 都道府県知事	貸金業の規制等に関する法律による同法第三条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第八条第一項の届出に関する事務であつて総務省令

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号） 第四条第三項の政令で定める市（特別区を含む。）の長	公害健康被害の補償等に関する法律による指定疾病に係る認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
--	--

別表第三（第三十条の七関係）

提供を受ける他の都道府県の執行機関	事 務
-------------------	--------

	三 都道府県知事	四 都道府県知事	五 都道府県知事	六 都道府県知事
で定めるもの	恩給法（他の法律において準用する場合を含む。 。）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当又は同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	職業能力開発促進法による職業訓練指導員の免許、職業訓練指導員試験の実施又は技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務（同法第
	都道府県知事	都道府県知事		都道府県知事
	恩給法（他の法律において準用する場合を含む。 。）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの		職業能力開発促進法による職業訓練指導員の免許、職業訓練指導員試験の実施又は技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務（同法第

	四十六条第二項の政令で定めるものに限る。） の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七 都道府県知事	家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）による同法第五条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八 都道府県知事	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律による同法第三十五条第一項の登録、同法第四十一条第一項及び第四十七条第一項において準用する同法第十条第二項の登録又は同法第四十一条第一項及び第四十七条第一項において準用する同法第十一条第二項若しくは第十二条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九 都道府県知事	森林法による同法第二十五条の二第二項若しくは第二項の指定、同法第二十六条の二第一項若しくは第二項の指定の解除、同法第二十七条第二項（同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の經由、同法第三十二条第一項（同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の經由若
	六十四条第二項の政令で定めるものに限る。） の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

	しくは意見書の提出又は同法第三十三条の二第二項の変更に關する事務であつて総務省令で定めるもの
十 都道府県知事	計量法による同法第四十条第二項（同法第四十条第三項において準用する場合を含む。）の經由、同法第四十六条第一項の届出、同条第二項において準用する同法第四十二条第一項の届出、同法第五十一条第一項の届出、同条第二項において準用する同法第四十二条第一項の届出、同法第六十四条において準用する同法第六十二条第一項の届出又は同法第六十八条の八の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に關する事務であつて総務省令で定めるもの
十一 都道府県知事	大規模小売店舗立地法による同法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の届出に關する事務であつて総務省令で定めるもの
十二 都道府県知事	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施

	の確保等に関する法律による同法第九条第一項、第二十五条第一項若しくは第二十九条第一項の登録、同法第十二条第一項（同法第二十八条及び第三十三条第一項において準用する場合を含む。）の更新又は同法第十三条第一項（同法第二十八条及び第三十三条第一項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十三 都道府県知事	火薬類取締法による同法第三十一条第三項の試験（都道府県知事が行つものに限る。）の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十四 都道府県知事	電気工事法による同法第四条第二項の交付又は同条第七項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの
十五 都道府県知事	電気工事業の業務の適正化に関する法律による同法第三条第一項若しくは第三項の登録又は同法第十条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十六 都道府県知事	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に

			十七 都道府県知事	十八 都道府県知事	十九 都道府県知事	二十 都道府県知事	二十一 都道府県知事
	関する法律による同法第三十八条の四第一項の交付又は同条第五項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの	建設業法による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの	浄化槽法による浄化槽工事業の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）による同法第二十一条第一項の登録又は同法第二十五条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引主任者資格の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	旅行業法第二十四条の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	

			都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事
			建設業法による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの	浄化槽法による浄化槽工事業の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの		宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引主任者資格の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	旅行業法第二十四条の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

事 二十六 都道府県知	事 二十五 都道府県知	事 二十四 都道府県知	事 二十三 都道府県知	事 二十二 都道府県知
建築士法による二級建築士又は木造建築士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	建築基準法による同法第七十七条の六十三第一項の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの	高齢者の居住の安定確保に関する法律による同法第三十条第一項の認定又は同法第五十六条の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの	公営住宅法による同法第十六条第一項の家賃の決定又は同法第二十三条の入居者資格の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの	不動産の鑑定評価に関する法律による同法第二十二條第一項若しくは第三項の登録、同法第二十三條第一項の経由、同法第二十六條第一項の登録、同法第二項の経由、同法第二十七條第一項の登録又は同法第三項の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの
都道府県知事				
建築士法による二級建築士又は木造建築士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの				

二十七 都道府県知事	公害健康被害の補償等に関する法律による同法 第三条第一項の補償給付の支給又は同法第四条 第一項若しくは第二項の認定に関する事務であ つて総務省令で定めるもの
提供を受ける他の都 道府県の区域内の市 町村の執行機関	事 務
一 市町村長	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に 住所を移した選挙人が従前の市町村において当 該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票を する場合において公職選挙法第四十四条第二項 の規定により提示することとされている文書の 交付に関する事務であつて総務省令で定めるも の
二 市町村長	消防組織法による非常勤消防団員に係る損害補 償又は非常勤消防団員に係る退職報償金の支給 に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四（第三十条の七関係）

都道府県知事	公害健康被害の補償等に関する法律による指定 疾病に係る認定に関する事務であつて総務省令 で定めるもの
提供を受ける他の都 道府県の区域内の市 町村の執行機関	事 務
市町村長	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に 住所を移した選挙人が従前の市町村において当 該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票を する場合において公職選挙法第四十四条第二項 の規定により提示することとされている文書の 交付に関する事務であつて総務省令で定めるも の
市町村長	消防組織法による非常勤消防団員に係る損害補 償又は非常勤消防団員に係る退職報償金の支給 に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四（第三十条の七関係）

三 市町村長	予防接種法による同法第十一条第一項の給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるものの
四 広島市又は長崎市の長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当又は同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五 指定都市の長	大規模小売店舗立地法による同法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律による同法第二十五条第一項若しくは第二十九条第一項の登録、同法第

保等に関する法律 第八十条第四項の 政令で定める市の 長	二十八条及び第三十三条第一項において準用する同法第十二条第一項の更新又は同法第二十八条及び第三十三条第一項において準用する同法第十三条第一項の届出に関する事務のうち、同法第八十条第四項の規定により同項の政令で定める市の長が行うこととされたものの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	七 市町村長	公営住宅法による同法第十六条第一項の家賃の決定又は同法第二十三条の入居者資格の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの	八 指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長の	高齢者の居住の安定確保に関する法律による同法第三十条第一項の認定又は同法第五十六条の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの	九 公害健康被害の補償等に関する法律第四条第三項の政令で定める市（特別区を含む。）の長	公害健康被害の補償等に関する法律による同法第三条第一項の補償給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
						公害健康被害の補償等に関する法律第四条第三項の政令で定める市（特別区を含む。）の長	公害健康被害の補償等に関する法律による指定疾病に係る認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五（第三十条の八関係）

- 一 特定非営利活動促進法による同法第十条第一項の認証、同法第二十条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二 貸金業の規制等に関する法律による同法第三条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第八条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三 恩給法（他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 四 消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 五 旅券法による同法第三条第一項の発給、同法第八条第一項の渡航先の追加、同法第九条第一項の記載事項の訂正、同法第十条第一項の再発給又は同法第十二条第一項の査証欄の増補に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 六 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当又は同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五（第三十条の八関係）

- 一 恩給法（他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二 消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）による一般旅券の渡航先の追加、一般旅券の記載事項の訂正又は一般旅券の査証欄の増補に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七| 職業能力開発促進法による職業訓練指導員の免許、職業訓練指導員試験の実施又は技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務（同法第四十六条第二項の政令で定めるものに限る。）の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八| 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九| 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十| 家畜商法による同法第三条第一項の免許又は同法第五条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十一| 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律による同法第三十五条第一項の登録、同法第四十一条第一項及び第四十七条第一項において準用する同法第十条第二項の登録又は同法第四十一条第一項及び第四十七条第一項において準用する同法第十一条第二項若しくは第十二条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十二| 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）による同法第十条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十三| 森林法による同法第二十五条の二第一項若しくは第二項の指定、同法第二十六条の二第一項若しくは第二項の指定の解除、同法第二十七條第二項（同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合

四| 職業能力開発促進法による職業訓練指導員の免許、職業訓練指導員試験の実施又は技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務（同法第六十四条第二項の政令で定めるものに限る。）の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五| 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六| 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

合を含む。）、の經由、同法第三十二條第一項（同法第三十三條の三及び第四十四條において準用する場合を含む。）、の經由若しくは意見書の提出又は同法第三十三條の二第一項の変更に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十四 計量法による同法第四十條第二項（同法第四十二條第三項において準用する場合を含む。）、の經由、同法第四十六條第一項の届出、同條第二項において準用する同法第四十二條第一項の届出、同法第五十條第一項の届出、同條第二項において準用する同法第四十二條第一項の届出、同法第六十四條において準用する同法第六十二條第一項の届出又は同法第六十八條の八の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十五 大規模小売店舗立地法による同法第五條第一項、第六條第二項、第八條第七項、第九條第四項又は附則第五條第一項（同條第三項において準用する場合を含む。）、の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十六 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律による同法第九條第一項、第二十五條第一項若しくは第二十九條第一項の登録、同法第十二條第一項（同法第二十八條及び第三十三條第一項において準用する場合を含む。）、の更新又は同法第十三條第一項（同法第二十八條及び第三十三條第一項において準用する場合を含む。）、の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十七 火薬類取締法による同法第三十一條第三項の試験（都道府県知事が行うものに限る。）、の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

もの

十八 電気工事士法による同法第四条第二項の交付又は同条第七項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの

十九 電気工事業の業務の適正化に関する法律による同法第三条第一項若しくは第三項の登録又は同法第十条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による同法第三十八条の四第一項の交付又は同条第五項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十一 建設業法による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十二 浄化槽法による浄化槽工事業の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による同法第二十一条第一項の登録又は同法第二十五条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十四 宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引主任者資格の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十五 旅行業法第二十四条の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十六 通訳案内業法（昭和二十四年法律第二百十号）による通訳案内業の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十七 不動産の鑑定評価に関する法律による同法第十二条の一、第十

七 建設業法による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八 浄化槽法による浄化槽工事業の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九 宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引主任者資格の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十 旅行業法第二十四条の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十一 通訳案内業法（昭和二十四年法律第二百十号）による通訳案内業の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七条第一項、第十八条若しくは第十九条第二項の經由、同法第二十二
条第一項若しくは第三項の登録、同法第二十三条第一項の經由、同法
第二十六条第一項の登録、同条第二項の經由、同法第二十七条第一項
の登録又は同条第三項の經由に関する事務であつて総務省令で定める
もの

二十八 公営住宅法による同法第十六条第一項の家賃の決定又は同法第
二十三条の入居者資格の確認に関する事務であつて総務省令で定める
もの

二十九 高齢者の居住の安定確保に関する法律による同法第三十条第一
項の認定又は同法第五十六条の認可に関する事務であつて総務省令で
定めるもの

三十 建築基準法による同法第七十七条の六十三第一項の經由に関する
事務であつて総務省令で定めるもの

三十一 建築士法による二級建築士若しくは木造建築士の免許、一級建
築士の住所等の届出の經由又は建築士事務所の登録に関する事務であ
つて総務省令で定めるもの

三十二 公害健康被害の補償等に関する法律による同法第三条第一項の
補償給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二項の認定に関する
事務であつて総務省令で定めるもの

十二 建築士法による二級建築士若しくは木造建築士の免許、一級建築
士の住所等の届出の經由又は建築士事務所の登録に関する事務であつ
て総務省令で定めるもの

十三 公害健康被害の補償等に関する法律による指定疾病に係る認定に
関する事務であつて総務省令で定めるもの

改正案	現行
（理由の提示） 第八条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分を理由を示さなければならぬ。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であつて、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあつたときにこれを示せば足りる。 2 （略） （行政指導の方式） 第三十五条 （略） 2 （略） 3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。	（理由の提示） 第八条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分を理由を示さなければならぬ。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であつて、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあつたときにこれを示せば足りる。 2 前項本文に規定する処分を書面とするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。 （行政指導の方式） 第三十五条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。 2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。 3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

一 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの 二 既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの	一 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの 二 既に文書（前項の書面を含む。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの
---	---

改正案	現行
（電磁的記録又は電磁的方法による提出） 第四十条の二 第十八条第一項若しくは第二十九条第一項の支部報告書、第十八条第二項（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の領収書等若しくは残高証明等の写し、支部報告書若しくは支部総括文書（第二十条第二項又は第三十条第二項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）、第十九条第四項及び第二十九条第四項において準用する第十九条第一項の監査意見書又は第三十五条の文書の提出については、総務省令で定めるところにより、当該文書又は書面の提出に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。）の提出又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。この場合においては、当該文書又は書面により提出が行われたものとみなす。 2 前項の規定により、文書又は書面の提出が電磁的方法により行われたときは、政党の会計責任者又は政党の会計責任者であつた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該政党の会計責任者又は政党の会計責任者であつた者に到達したものとみなす。	

改 正 案	現 行
附 則 （施行期日等） 第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 （略） 公布の日 二 （略） 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日 三 第九条に一項を加える改正規定、第十二条の次に二条を加える改正規定（第十二条の二に係る部分に限る。）、第二十四条の次に一条を加える改正規定、第二十五条及び第二十六条の改正規定、第四章の次に一章を加える改正規定（第四章の二第五節に係る部分に限る。）、第四十五条第一項の改正規定（「第二十二条から第二十五条まで」を「第二十二条から第二十四条まで又は第二十五条」に、「第二十八条」を「第二十四条の二第二項若しくは第二項又は第二十八条」に改める部分に限る。）、第四十五条第二項の改正規定（「第二十二条から第二十五条まで」を「第二十二条から第二十四条まで又は第二十五条」に改める部分に限る。）並びに第四十四条の改正規定（「住民票記載事項証明書の交付を受け」の下に「、第十二条の二第一項の住民	附 則 （施行期日等） 第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 （略） 公布の日 二 （略） 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日 三 第九条に一項を加える改正規定、第十二条の次に二条を加える改正規定（第十二条の二に係る部分に限る。）、第二十四条の次に一条を加える改正規定、第二十五条及び第二十六条の改正規定、第四章の次に一章を加える改正規定（第四章の二第五節に係る部分に限る。）、第四十五条第一項の改正規定（「第二十二条から第二十五条まで」を「第二十二条から第二十四条まで又は第二十五条」に、「第二十八条」を「第二十四条の二第二項若しくは第二項又は第二十八条」に改める部分に限る。）、第四十五条第二項の改正規定（「第二十二条から第二十五条まで」を「第二十二条から第二十四条まで又は第二十五条」に改める部分に限る。）並びに第四十四条の改正規定（「住民票記載事項証明書の交付を受け」の下に「、第十二条の二第一項の住民

票の写しの交付を受け」を加える部分に限る。）並びに附則第十条及び第十一条の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

四 附則第十一条の二の規定 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

五 附則第十一条の三の規定 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日又は第三号に定める日のいずれか遅い日

2
（略）

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）
第十一条の二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を次のように改正する。

別表住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の項を次のように改める。

住民基本台帳法 （昭和四十二年 法律第八十一号 ）	第二十一条第一項、第二十三条、第二十四条、第二十五条及び第三十条の三第一項	第三条
	第三十条の二第三項、第三十条の三第四項、第三十条の三十七第二項及び第三十条の四十	第四条

票の写しの交付を受け」を加える部分に限る。）並びに附則第十条及び第十一条の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

（新設）

（新設）

2
（略）

（新設）

第十一条の三 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の

一部を次のように改正する。

別表住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の項中「第二十四条」の下に「（第二十四条の二第一項に規定する付記転出届をする場合及び同条第二項に規定する世帯員に関する付記転出届をする場合を除く。）」を加え、「第三十条の二第三項」を「第十二条の二第四項、第三十条の二第三項」に改める。

（新設）